

令和 6 年度集団指導講習会資料の修正について

	サービス種別	ページ	修正箇所	修正前	修正後
1	居宅介護支援	34	【市町村への紹介】 4 暫定ケアプランを作成し、本 ケアプランを作成した場合 ②本ケアプラン第2表の目標等 の期間の取り扱いについて	②本ケアプランの第2表の目的等の期間は 本ケアプランの認定有効期間初日を開始日 とすること。	②本ケアプランの第2表の目的等の期間は 本ケアプランに位置付けられたサービス提 供の開始日以前の日付から目標達成が見込 まれる期日までとすること。
2	居宅介護支援	55	入院時情報連携加算	○入院時情報連携加算（Ⅰ）：200単位／ 月 ○入院時情報連携加算（Ⅱ）：100単位／ 月	○入院時情報連携加算（Ⅰ）：250単位／ 月 ○入院時情報連携加算（Ⅱ）：200単位／ 月
3	地域密着型通所介護	45	7 認知症加算 【算定要件】 ②認知症の者の占める割合	認知症の者の占める割合が100分の20以上 であること。	認知症の者の占める割合が100分の15以上 であること。